

南知多町立大井小学校 いじめ防止基本方針

平成30年4月改定

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒に関わる問題です。

本校は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動の中で自らの力を伸ばしてくために、いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」）に取り組むとともに、いじめを生み出さない環境づくりを進めます。

本校は、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、子どもたち一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、お互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるように努めます。

2 学校におけるいじめ防止等のための組織

「いじめ不登校対策委員会」を設置し、いじめの小さな兆候や懸念、本人や保護者などからの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応します。

委員会は、基本的に全職員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を加えます。

3 いじめ防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ・全ての児童生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、いじめのない学校づくりに努めます。
- ・道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童生徒が人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努めます。

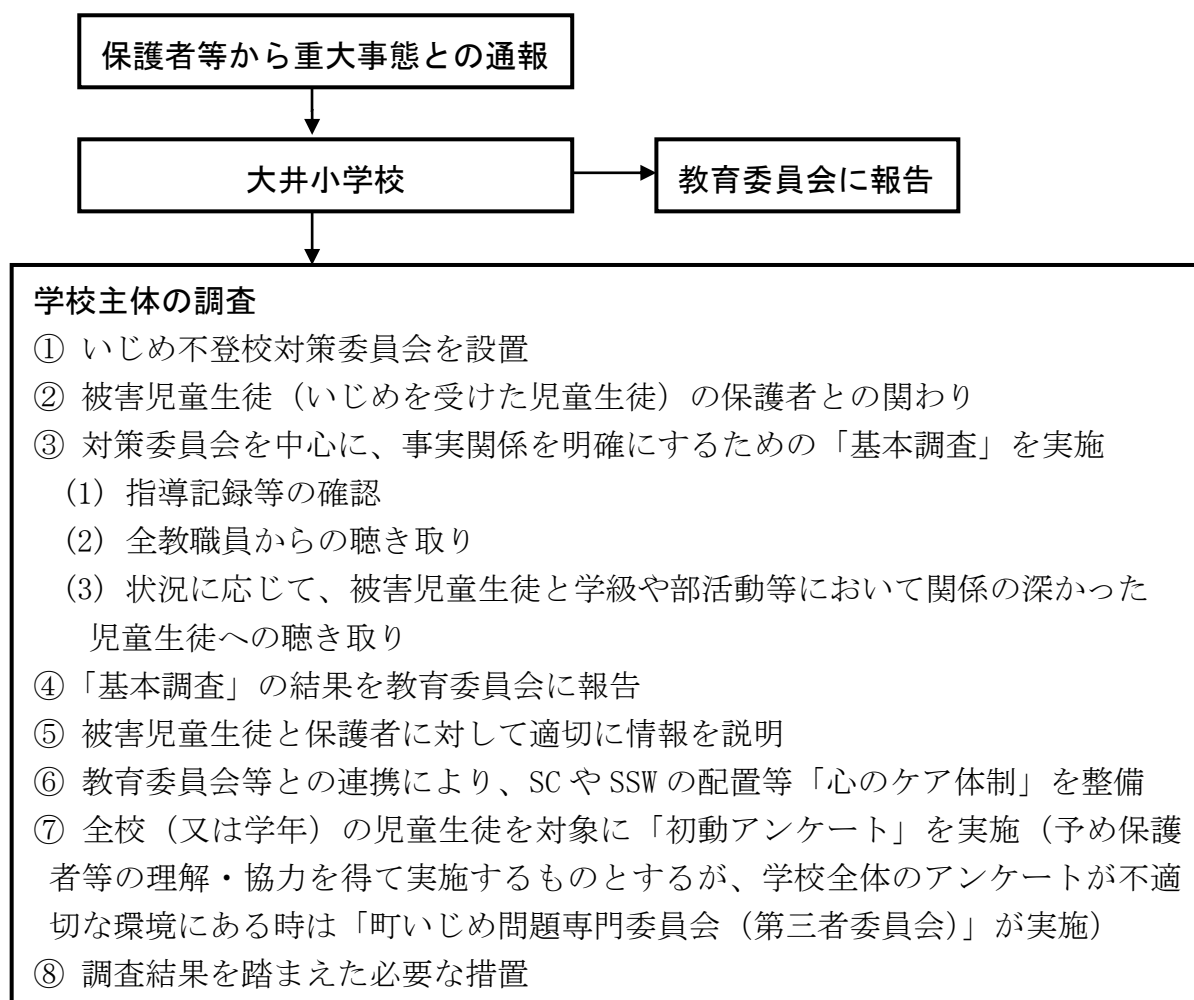
(2) いじめの早期発見の取組

- ・研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上を目指します。
- ・教育相談体制を充実し、児童生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、定期的なアンケート調査や個人面談などにより、いじめの早期発見に努めます。

(3) いじめに対する措置

- ・教職員がいじめを発見したときや、いじめの相談を受けたとき、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに「いじめ不登校対策委員会」においていじめに係る情報を共有し、特定の教職員で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的に対応します。
- ・「いじめ不登校対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を守り通すとともに、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努めます。

4 重大事態への対応



5 学校の取組に対する検証と見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努めます。
- (2) いじめ防止等に関する項目を盛り込んだ保護者への学校評価アンケート、教職員による取組評価を実施して学校評価において達成状況を振り返り、評価結果を踏まえて、いじめ防止等のための取組の改善を図ります。